

市道一高西側線等公共空間利活用社会実験業務委託  
特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、善通寺市が実施する市道一高西側線等公共空間利活用社会実験業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書による他、都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号）をはじめとした各種関係法令、善通寺市中心市街地地区都市再生整備計画（令和7年2月）及び国土交通省が発信する WALKABLE PORTAL（ウォーカブルポートアルサイト）（<https://www.mlit.go.jp/toshi/walkable/>）を参考に必要と認められる図書等に基づいて実施するものとする。

(履行期間)

第2条 本業務の履行期間は、契約締結後から令和8年3月31日（火）である。ただし、事業予算の繰越を見越しており、繰越に関する予算の議会承認後において、令和9年2月26日（金）までを工期として契約変更を予定している。

(成果品)

第3条 提出する成果品は下記のとおりとする。但し事前に発注者と協議のうえ納品するものとする。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| ・報告書（紙・電子媒体）     | 各1部 |
| ・関連資料及び各種電子データ   | 1式  |
| ・その他「発注者」が指示するもの | 1式  |

2 本業務において使用及び作成した成果品等は、全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なく使用、複製、流用してはならない。

(協議)

第4条 本業務の実施にあたり、本特記仕様書等に明記なき事項または疑義を生じた場合は、調査職員と協議の上実施するものとする。

第2章 業務内容

(目的)

第5条 本業務は、善通寺市中心市街地地区都市再生整備計画及び善通寺駅周辺地区再生基本計画（未来ビジョン）に基づき、善通寺市立地適正化計画（令和2年3月、令和8年3月改定予定）における都市機能誘導区域内の回遊性向上を目指し、特に善通寺市道一高西側

線と隣接する都市公園（偕行社広場）を一体的に利用しながら、「居心地が良く歩きたくなる空間づくり」を推進するため、同市道の道路空間再配分（高質空間形成施設）に向けた社会実験を実施するものである。この社会実験を通じ、道路や公園等の公共空間を居心地の良い空間へと変化させることで、にぎわい創出のための公共空間の創出に向けた可能性を探り、公共空間の活用方法やにぎわい創出の術を確認・見える化しながら機運を高めていくことを目的とする。

(業務対象地区)

第6条 本業務の対象地区は、下図のとおりとする。

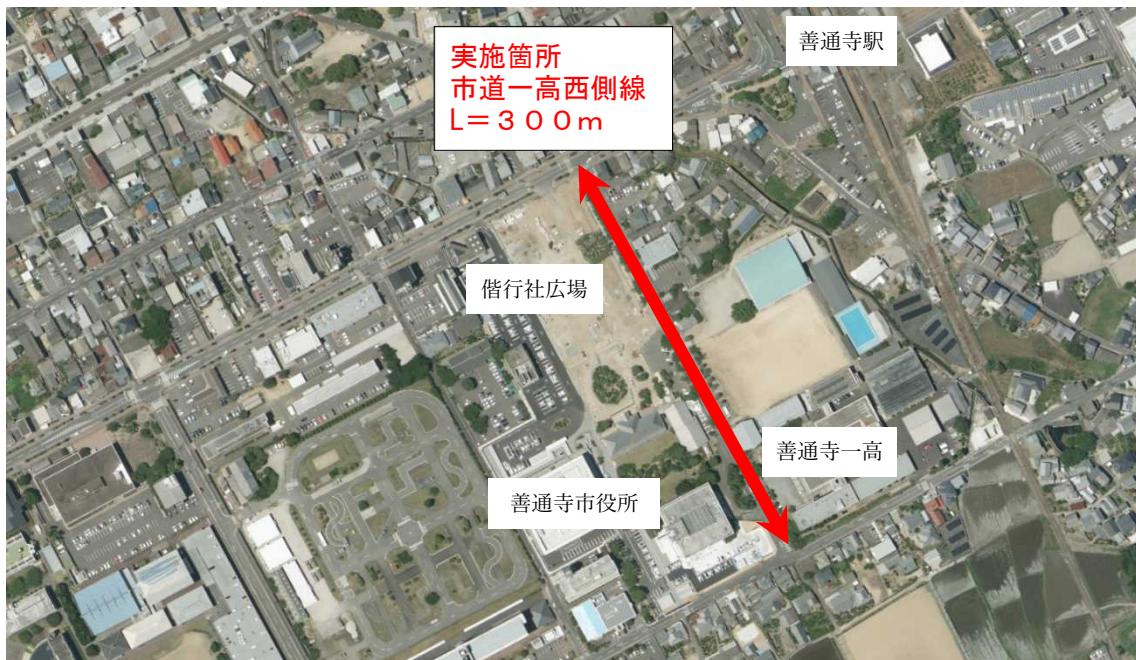


図 業務対象地区

(業務概要)

第7条 本業務は善通寺市中心市街地地区都市再生整備計画における滞在環境整備事業（市道一高西側線社会実験）を実施するものであるが、その内容は以下のとおりとする。

(1) 計画準備・関係機関との協議資料作成

業務全体の内容を理解し、社会実験の実施計画及び全体の行程計画を作成する。実験の実施にあたり、発注者や社会実験に関与する団体などとも協議の上、道路管理者や公安委員会（交通管理者）などと打ち合わせを行い、協議に必要な資料等を作成する。また、滞留空間の設置に必要な道路占用許可や道路使用許可、都市公園やその他行政財産などの使用許可等を得るための関係機関協議を実施する。

## (2) 公共空間を活用した実証実験の計画と実施

令和6年度に実施した市道一高西側線設計業務や同年度に実施した市道一高西側線社会実験業務の成果などを参考しながら、同市道の車道の一部及び歩道と隣接する偕行社広場や善通寺市総合会館（ZEN キューブ）の行政財産敷地を活用し、滞留空間を創出する実験を企画・計画し、実施する。その際、下記に留意しながら業務を進めること。なお、本業務で想定している公共空間の活用と連動し、都市機能誘導区域内の回遊性強化に資するものとして、滞在快適性等向上区域又は都市機能誘導区域内で行われる時限的な取り組みにあっては、第6条に規定する業務対象地区外で実施するものであっても、本業務において同時に開催することを妨げない。

### ① 滞留空間の創出と演出

車道の一部及び歩道内で、テーブルやベンチ、イス等のファニチャーやプランター、芝生等の緑を活用し、滞留ができる憩いの空間を工夫して創出・演出すること。資機材の調達は原則として本業務の受託者により行うものとする。また、現状を的確に把握し、都市公園（偕行社広場）と一体的に活用するにあたって支障となる物件等について一部活用や一部撤去などを検討・実施しながら空間設計とプログラムの検討を行うこと。なお、既存施設の一部撤去費用については発注者と協議の上で行うこととし、費用の負担は原則として発注者とする。

### ② にぎわい空間の創出・演出

実験の企画と検討にあたり、善通寺駅周辺や立地適正化計画における都市機能誘導区域内で行われる年間のスケジュールを市の関係部局や各種メディアなどに予め照会の上、それを踏まえて可能な限りエリア内の回遊性向上やエリア全体でにぎわいの相乗効果が発現するよう、特に実施時期やイベントの内容を調整して運営すること。

### ③ 市内外のステークホルダーとの連携

市内外の多様な活動主体（地域団体、NPO、事業者、住民等）と積極的に連携し、対話を通じて相互の意見や提案を尊重しながら、円滑な事業推進を図ること。意見調整にあたっては特に以下の点に留意すること。

- 定期的な意見交換の場を設け、各主体の意見や要望を把握すること。
- 異なる立場や意見を尊重し、建設的な合意形成に努めること。
- 情報共有を適切に行い、透明性のある運営を心がけること。
- 必要に応じて調整会議を開催し、課題解決に向けた協議を行うこと。

### (3) 安全対策

車道及び歩道に滞留空間及びにぎわい空間を設置する際は、公安委員会及び道路管理者との協議結果を踏まえ、強固な構造のバリケードや看板、夜間照明及び点滅等々の必要な安全施設を設置し、安全対策を講じること。また、利用者等の安全性確保を最優先にし、適宜、交通誘導員又は警備員を配置すること。

### (4) 広報

広報は受託者が主体となって取り組むものとするが、必要に応じて市内外のステークホルダーと連携しながら、市民や来街者に周知するための広報活動を実施すること。周辺の店舗・企業や市民に向けて実験の告知をするため、チラシやポスターを作成するほか、市広報誌や市（関連団体を含む）のWEBサイト、SNS等による情報発信に必要な資料を用意すること。

### (5) 調査・効果の検証

実証実験にあわせ、都市再生整備計画の目標を定量化する指標の評価に必要な市道一高西側線及び偕行社広場における占用、行為件数を把握するとともに、市道一高西側線周辺の歩行者数についても計測する。また、これに加え、次の事項について調査し、実験後に分析することにより、実証実験の効果と課題を検証すること。

#### ○ 歩行者・自転車通行量

実験前と実験期間中における都市機能誘導区域内の歩行者・自転車の通行量をそれぞれ計測する。計測箇所については発注者と予め協議のうえで決定すること。

#### ○ 滞在者の滞在時間等

実験により設けた滞留空間スペースにおいて、滞留行動の態様や滞留人数等の計測を実施する。

#### ○ アンケート調査

来訪者や沿道事業者等に対してアンケート調査を実施し、取組みに関する感想や満足度、道路整備に向けたニーズを把握し、今後の公共空間利活用に向けた課題を抽出する。特に経済活性化の視点や、都市機能誘導区域内の回遊性や滞在環境の視点を盛り込んだものとすること。なお、アンケート調査の集計は極力省力化できるものとし、創意工夫して実施すること。

### (6) 報告書作成

(5) により実施した調査結果を分析し、実証実験から判明した課題を整理し

たうえで、次年度以降の継続的な活用に向けた課題整理と提案を踏まえた報告書を作成する。

(7) 打ち合わせ協議

発注者との協議は業務着手時、中間時（5回）、成果品納品時の計7回とするほか、（1）及び（2）を踏まえて必要な主体と隨時協議を実施すること。

### 第3章 その他

(再委託の制限等)

第8条 再委託の制限等については以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、「市道一高西側線等公共空間利活用社会実験業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」の9. (3) ③に示すとおり、プロポーザルの参加に際し提出する技術提案書にその旨を記載すること。

(秘密の保持)

第9条 受託者は、本業務の実施により知り得た相手方の業務上の秘密に属する事項について、これを第三者に漏洩してはならない。本契約終了後であっても同様とする。

(法令等の遵守)

第10条 業務を遂行するにあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(修補)

第11条 業務完了後において、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は受託者の負担とする。